若狭における福井県の「でたらめ行政」を検証する(その46)・

## 河内川ダム建設の無駄と無謀 その⑧

河内川ダム建設工事に係る

## 関西電力熊川発電所へのダム補償金に疑惑 13

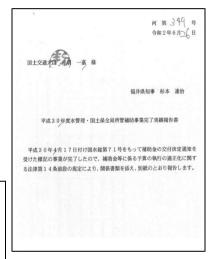
(小浜市) 松本 浩

杉本知事は、関西電力(株)にからむ河内川ダム補償工事に係る虚偽の報告書を国土交通大臣に提出し、以て、使途不明の工事費9,000万円の隠蔽(いんぺい)を図った。

杉本達治福井県知事は、令和2年6月26日付で河内川 ダム建設工事に係る右「実績報告書(河第349号)」を 赤羽一嘉国土交通大臣に提出した。

この文書は、平成30年度国庫補助事業(55%)に係る 虚偽の「完了実績報告書」であり、杉本知事はこの虚偽 公文書の提出をもって、河内川ダム建設工事費に係る 使途不明金9,000万円の隠蔽を図ったものであり、その 罪は極めて重い。

名:河川総合開発事業			^	elect	-		備	(単位:
費目	_		金 2 170	額.000,00	0.1		199	-5
事 業 費	- 1	(		,000,000				
- str. str.		(		,000,000				
工 事 費				,000,000				
本 工 事	費	(		,000,00 ,211,75				
		(	2,186	,000,00	0)	_		
ダ ム	費	,	2,160	,579,27	7			
管理施設:	45	(		,000,00				
B 12 //2 // .	^		524	,632,48	0	-		
仮 設 備	费	-			,			
工事用動力	att.	(			)			
工 争 用 驯 刀;	Ħ		001	000.00	0 1			
測量設計	費	(		,000,00 ,782,83				
PR 14 MR 75 LD 600		(		,000,00		+		
用地費及補價	費	- 5		,005,41				
補償	費	(		,000,00				
		-		,152,01 $,000,00$		+		
補償工事	費	-		,853,40				
船舶及機械器具	弗	(			)			
和加水吸收的杂	Д				1	-		
事 務 費		,			,			
事業費負担区分		(			)			
<b>争来</b> 复 貝 但 凸 刀			3,170	,000,00	0	_		
公 共 事 業	費	(	2 841	,905,00	0			
	-	(	2,011	,500,00	)			
電 気 事 業	費	•			-			
上水道事業	費	(	959	600.00	)			
		(	253	,600,00	)	+		
工業用水道事業	費	,	28	,530,00	0			
特定かんがい事業	alle.	(		,965,00	)			



令和3年2月22日午前、福井県嶺南振興局小浜土木事務所河内川・大津呂ダム統合管理事務所において、公文書公開が行われた。この日は、昨年の12月3日に同事務所が筆者に約束した補償工事費(関電発電所の付替水路)9,000万円の使途工事に係る書面による回答が予定されていた(以下、当日のメモによるその概略の報告)。

令和2年12月3日、自分の 質問(付替水路9,000万円の使 途工事は何か)に書面による回 答を約束したが、今日ようやく その書面が提示された。 「見せるだけで渡せない」と言う小浜土木 事務所の職員につよく抗議したが埒があかな いので、自分はやや強引に辻川主任から書面 を奪い取って紙片に書き写した。

さすがに、辻川主任らは暴力的に取り返す

ような行為に及ぶことはなかったが、辻川主任は「県の回答というよりは私のメモのようなものですが・・・」と、つぶやくように言った。検討に2ケ月以上をかけた福井県の「辻川メモ」の全文は下記のとおり。

## 令和2年12月3日 文書公開における質問

Q、 H30変更許可で、補償工事費が90,000千円増額されているが、H31当初許可におけるH30金額は増額されていない。

増工した90,000千円は執行されていないのでは?

A、 H31当初認可はH31年1月、それ以降(H31年2月)に増額が必要となり変更 認可を申請したため、H31認可申請時におけるH30補償工事費は変更前の金 額となっている。

増工分は、付替水路 30-1 (37,605,600円)、30-3 (48,481,200円)、計86,086,800円で執行されている。

R2年6月提出の完了報告書においては、ほぼ認可どおり執行されている。 補償工事費 147,853,401円 (認可 147,000,000円)

上記「辻川メモ」を書き写しながら、要旨 次のようなやりとりがあった。

**松本**: 私が問題にしたのは、「H31 当初認可」 じゃないですよ。

辻川: ハイ・・・・

松本:これは、回答になってませんよ。私が問題にしたのは、平成31年度の当初ではなくて、31年度変更です。令和1年7月に申請された変更認可ですよ。

辻川: \*\*\*\*

松本:・・・・7 月には、前年度の会計処理は済んでいる筈なのに、前年度の 9,000 万円もの補償工事が実績から抜け落ちている点を質したんですよ。

计川: ・・・・ (領く)

**松本**:補償工事費 9,000 万円が、付替水路 30 -1と30-3 に使われたと言われますが、 この二つの工事はどちらも補償工事費では なくて、実際には本工事費で施工されてい るんですよ。

辻川: えつ・・・・

松本:2 件とも工事設計書は、財源が「本工 事費」になっています。

辻川:工事設計書にはそんなこと、書いてな

いでしょう。

**松本**: いや、書いてあります。設計書表紙「工 事概要欄」の下に「事業費総括表」があっ て、30-1も30-3も全額が「本工事費」 と記載されています。

伊藤:・・・・ (領く)

松本: 令和2年6月26日に杉本知事が、赤羽国交大臣に出した「完了報告書」(河第349号)の補償工事費147,853,401円はこの書面のとおり付替水路30-1も30-3も入れた数額ですから、虚偽の報告書ですよ。

辻川: …

松本:9,000 万円の補償工事費を認可されたのに、それを、実際には本工事費で施工されている付替水路30-1、30-3 に当てたんだと言われますが、国の、補助金の交付条件には「経費の配分の変更をする場合は、国土交通大臣の承認」が必要となってるのに、福井県は変更申請をしてないじゃないですか。

**辻川**:但し、「軽微な変更を除く」となって いますから・・・・

松本:9,000 万円の用途変更が「軽微な変更」

と言えますか。

**辻川:・・・・全体の・・・・ダム事業費全体(415** 億円)から見れば軽微と・・・・

松本:そんな馬鹿な!

针川: \*\*\*\*

**松本**: あなた方は、国民の税金を何だと思ってるんですか。

付替水路工事 30 - 1 と 30 - 3、合わせて 8,600 万円の工事は、ダムの本体工事費が当てられて施工されたのに、そこへ更に補償工事費 9,000 万円を上乗せしておいて、それが「軽微な変更」とはどういうことですか。

(怒りのあまり、頭に血が上って言葉にならず、思考が混乱する)

辻川: \*\*\*\*

伊藤: しかし、・・・・どのくらいなら軽微か、 どのくらいなら軽微でないか。はっきりと した線は引けないんですから・・・・

**松本:9,000** 万円が軽微な額かどうか、そんなことは常識の問題でしょう。

市民が 10 万円を稼ぐのにどれだけ苦労しているかご存じですか。

9,000 万円の税金が軽微とはよくも言えたもんだ。

辻川: · · · · · 伊藤: · · · ·

松本: 杉本知事は、関西電力に流れた 9,000 万円の使途不明を隠すために、虚偽の報告 書を作成して国土交通大臣に提出したんで すよ。

仮に、この問題が国会で取り上げられて ごらんなさい。大問題になることは

間違い ありませんよ。これは大変な犯罪なんです からね。

辻川:···· 伊藤:····

この日、別件の公文書開示請求に対する杉本知事からの「公文書非公開決定通知書」が 用意されていて、自分に渡された。

関電の熊川発電所の河内川ダム建設工事に係る平成 31 年度補償工事(付替水路 6,400万円)に関するもので、「当該工事に係る経費の配分の変更申請は行っておらず、公開請求に係る公文書が存在しないため」と、非公開の理由が記載されていた。

松本:これは、おかしいですね。

辻川: \*\*\*\*

松本:平成 31 年度の補助金交付申請の「付替水路 6,400 万円」の使途とされた工事は、河内川ダム建設工事1-3と1-4だとおっしゃったので、私がこの2件の工事を調べたところ、この工事も、どちらもダムの本工事費で施工されてました。

もし、この二つの工事に補償工事費 6,400 万円を充てたというのであれば、当然、「経 費の配分の変更」の承認が必要となるので、 私は、福井県の国交大臣への配分変更申請 書と国の承認に係る文書の開示を請求した んですよ。

辻川: ……

松本:その公文書が存在しない、ということになると本工事費で施工された1-3工事と1-4工事に、補償工事費6,400万円が二重に支出されたことになりますね。

**辻川**:二重に支出されることは、あり得ません。

松本:だって、一つの工事に河内川ダムの本工事費と補償工事費が支出されていると、言っておられるんでしょう。二重支出を否定されるのであれば「経費の配分の変更申請」と国の承認文書がなければならんでしょう。決して軽微ではありませんよ。

先の 9,000 万円と合わせると 1 億 5,400 万円になるじゃないですか。

・・・・・何で変更申請書がないんですか。二 重に支出されたんでしょうが。

**辻川:・・・・**「通知書」は本庁河川課の担当で すから、それは河川課に聞いて下さい。

**松本**: 私は、河川課とか小浜土木とかにではなくて、福井県に対してお聞きしているんですから、あなた方が答えられないのはおかしいじゃないですか。

あなた方がお答えになれないのなら、答 えられる河川課の方が、今日、ここへお見 えになって説明して頂けないのはどうして ですか。

**辻川**: それも、河川課に聞いて下さい。私ら は担当ではありませんので。

**松本:…**(知らされていないらしいので無理もないとは思うが、半ば投げやりのような態度で、6,400万円については取り付く島もなかった)。 次号に続く。